

民生費

民生委員費

352 万円

(前年度:411万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

民生委員の活動を支えます。

民生委員【3年任期】

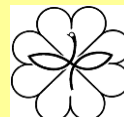
- 民生委員活動事業
民生委員66人の活動費です。
- 活動費(報償費)
- 活動旅費
- 民生委員協議会活動助成金
- 活動に伴う消耗品等

230 万円

21 万円

94 万円

7 万円



財源

国県支出金

281万円

市の負担額

71万円

社会福祉事業振興費

2,411 万円

(前年度:2,473万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

社会福祉事業の振興を図ります。

また、地域における見守りの連携を推進します。

- 市社会福祉協議会が実施している地域福祉活動等の事業を支援します。
- 市社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンター及びケアネットセンターの運営を支援します。

- 社会福祉団体活動等に対する補助
社会福祉団体の活動及び地区社協で開催する敬老会を支援します。

303 万円

- 市社会福祉協議会 職員等設置補助
社会福祉事業を実施する市社会福祉協議会に係る職員設置及び事務局の庁舎使用料に対し、支援します。

- 社会福祉活動専任職員等設置補助
1,254 万円
- 庁舎使用料
72 万円

- ボランティアの振興補助
市社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターを支援します。
- ボランティアコーディネーター設置補助
96 万円
- ボランティアセンター運営費等補助
35 万円

- ①ボランティアセンターの運営費
- ②ボランティアの集い開催費
- ③ボランティア活動体験講座開催費
- ④ボランティア保険加入助成事業
- ⑤災害救援ボランティア活動支援事業

- 地域福祉推進事業に対する補助
地域における福祉のまちづくり事業を支援します。

135 万円

- 総合相談センター運営費補助
- 福祉出前講座開催補助
- 広報誌発行費補助
- 車椅子移送車貸出事業補助

- 福祉見回り隊育成事業に対する補助
地区社協と連携し、住民の参加とケアネット・福祉見回り隊育成事業を支援します。
- ケアネットコーディネーター設置補助

307 万円

- ケアネット・福祉見回り隊に対する補助

189 万円

- 地域の見守り連携推進に必要な経費
地域の見守り連携の普及啓発や、研修会等を開催し、地域における見守りを推進します。

20 万円

財源

その他(基金の利子)

3万円

市の負担額

2,408万円

遺族等援護費

24 万円
(前年度:24万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

戦争で亡くなられた方々を追悼するため、市主催の追悼式を開催するほか、ご遺族が慰霊祭に参列する際の費用を助成します。

- ・ 市戦没者追悼式の開催費用 17 万円
- ・ 慰霊祭参拝助成 7 万円



財源

市の負担額

24万円

【一部新】生活困窮者等援護費

490 万円
(前年度:435万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

働きたいけど働けない、住むところがないなど経済的に困窮している方の相談を受け、就労に向けた支援や一時的な住まいの提供等を行うことで自立を助長します。

- ・ 生活困窮者自立支援事業 475 万円
経済的自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施します。
(委託先: 福) 富山県社会福祉協議会等)
 - ・ 自立相談支援事業
 - ・ 就労準備支援事業
 - ・ 一時生活支援事業
 - ・ 住居確保給付金
 - ・ 【新】家計改善支援事業

- ・ 成年後見人の選任費用の助成 8 万円
- ・ 旅行人の旅費や医療費の助成 7 万円

財源

国県支出金

344万円

市の負担額

146万円

生活安定資金融資事業費

300 万円
(前年度:300万円)

(担当: 商工水産課 商工労政係)

市内勤労者の日常生活における想定外の出費に対し、融資を行います。

- ・ 生活安定小口資金預託金 300万円
本融資制度の取り扱い金融機関（北陸労働金庫）に預託します。

預託とは…長期・固定で低利の融資を行うため、金融機関と連携して融資制度を策定し、その金融機関に融資資源の一部を預け入れること。



財源

その他（回収資金）

300万円

自殺対策事業費

14 万円
(前年度:15万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、若年層を中心とした自殺予防の普及啓発や自殺対策を推進するゲートキーパーを養成します。

- ・ 若年層への普及啓発のための配布用リーフレットや冊子の購入 9 万円
- ・ ゲートキーパー養成研修の開催 5 万円

財源

国県支出金

7万円

市の負担額

7万円

民生費

福祉のまちづくり事業基金積立金 1 千円 (前年度: 1千円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

福祉のまちづくり事業基金へ寄付金を積立てます。

- 寄付金の積立です。

財源

その他（寄付金）	1千円
----------	-----

国民健康保険事業特別会計繰出金 2億953 万円 (前年度:2億1,495万円)

(担当: 市民課 医療保険係)

事務費や、国民健康保険税を軽減した分などを一般会計から国民健康保険特別会計へ支払います。

- 事務費分 6,359万円
- 国民健康保険強化助成費 600万円
- 保険基盤安定負担分 1億2,500万円
- 出産育児一時金繰入相当分 476万円
- 財政安定化支援事業繰入金相当分 1,018万円

財源

国県支出金	9,375万円
市の負担額	1億1,578万円

社会福祉事務費 81 万円 (前年度: 81万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係・高齢福祉係)

社会福祉に関する事務を行います。

- 「滑川市の福祉」の発行 16 万円
市の福祉施策や事業の内容が一覧できる冊子を製作し、配布しています。
- 避難行動要支援者支援システムの保守委託 6 万円
災害時に支援を要する方々の情報を管理するシステムの保守料です。
- 社会を明るくする運動 啓発グッズの購入 26 万円
- その他事務費 33 万円

財源

国県支出金	11万円
市の負担額	70万円



自立支援給付費

5億7,550万円
(前年度: 5億2,350万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

障がい者(児)が、介護や訓練、能力を向上するためのサービスを利用した場合、そのサービスの提供に必要な費用を支給します。また、身体障がい者(児)が生活をする上で必要な補装具の購入や修理費用を支給します。

- ・障害福祉サービス給付費 5億600万円
障がい者が利用できるサービスで、主に入浴・排せつ・食事等の介護を受ける「介護給付」や生活や就労のための訓練を受ける「訓練等給付」などがあります。

- ・障害児通所給付費 6,300万円
障がい児が利用できるサービスで、未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」や就学中の障がい児が放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等を行う「放課後等デイサービス」などがあります。

- ・補装具給付費 650万円
身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするための補装具の購入・修理等の費用を支給します。

<補装具の例>

肢体不自由…義手、義足、装具、車椅子等
視覚障害…盲人安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚障害…補聴器

※所得に応じて1割の自己負担があります。
ただし、負担が大きくなりすぎないように、1ヶ月当たりの負担の上限額が設定されます。

財源

国県支出金	4億3,162万円
市の負担額	1億4,388万円

自立支援医療費等給付費

2,031 万円
(前年度: 1,611万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

身体に障がいがあり、手術やその他の治療によって障がいの改善や苦痛の軽減が見込める方に対して、医療費の一部を支給します。

- ・更生医療費 230 万円
18歳以上の方で、身体障害者手帳に記載されている障がいに関する手術その他の治療によって障がいを軽くしたり、苦痛を軽減できる見込みがある方に施す医療に対する費用の自己負担を軽減します。
例) 冠動脈バイパス移植術(心臓機能障害)
腎移植後の抗免疫療法(腎臓機能障害)



- ・育成医療費 90 万円
18歳未満の方で、体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性があるものの、手術等の治療で障がいの改善が期待できる子どもに施す医療に対する費用の自己負担を軽減します。
例) 先天性耳奇形(聴覚障害)
口蓋裂等形成術治療(言語障害)



- ・療養介護医療費 1,700 万円
医療と常時介護の両方を必要とする方で、長期入院をしながら機能訓練や日常生活の支援等を受けている方に施す医療的ケアに対する費用の一部を給付します。

- ・判定医師への謝礼等 11 万円

財源

国県支出金	1,515万円
市の負担額	516万円

民生費

【拡】重度障害者等医療給付費

1億883 万円
(前年度:1億1,645万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

【障Ⅰ】0～64歳までの「身体障害者手帳1・2級」又は「療育手帳A」所持者の医療費を助成します（令和2年10月1日から、対象者に「精神障害者保健福祉手帳1級」所持者が追加されます）。

【障Ⅱ】65歳以上の次の①又は②に該当する障がい者の医療費（健康保険の自己負担額）を助成します。

①65歳以上の「身体障害者手帳1～4級の一部」、「療育手帳A」又は「精神障害者保健福祉手帳1・2級」所持者等で後期高齢者医療制度に加入している方

②65～69歳までの「身体障害者手帳4級の一部～6級」又は「療育手帳B」所持者

区分	等級	0～64歳	65～69歳	70歳～
重度	身体障害者手帳 1級・2級	○全額助成	○全額助成 自己負担分を、いったん医療機関にお支払いになり、領収書を市に提出いただいたのち、市から還付します。	
	療育手帳 A			
	精神障害者保健福祉手帳 1級			
	障害年金 1級			
中度	身体障害者手帳 3級	/	※ 中度で現役並み所得（医療費の負担割合が3割）者の方は、医療費の2割分のみ助成となります。	
	4級の一部(※1)			
	精神障害者保健福祉手帳 2級			
	障害年金 2級			
軽度	身体障害者手帳 4級の一部(※1以外)		○一部助成 所得に応じて自己負担額が2割又は3割となります。	/
	5級・6級			
	療育手帳 B			

- ・4級の一部(※1)とは、4級の音声・言語機能障がい及び下肢4級の1号、3号、4号の方です。
- ・65歳～74歳の重度及び中度の障がい者の方が助成を受ける場合には、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。
- ・所得制限（世帯の前年分の合計所得金額が1,000万円未満）があります。

【拡】令和2年10月1日から、0歳～64歳の医療費助成の対象者に「精神障害者保健福祉手帳1級」所持者が追加されます。

- ・医療費を助成するための経費 1億750万円
- ・制度改正に伴うシステム改修費用 88万円
- ・事務費（手数料等） 45万円



財源

国県支出金	4,441万円
その他（高額療養費分）	2,000万円
市の負担額	4,442万円

【一部新】地域生活支援事業費

1,763 万円

(前年度:1,621万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

障がい者（児）がその能力や適性に応じ、地域において自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種の事業を通じて支援します。

- 障がい者・家族レクリエーション大会の開催 7 万円
障がい者が、他の障がい者や家族・ボランティア等と共にレクリエーションを行うことで親睦を深めるとともに社会参加を促すことを目的に開催します。

- 成年後見制度利用支援事業 40 万円
障がい者の権利擁護を図るため、法定後見人等の申請費用の一部や報酬を助成します。

- 日常生活用具給付等事業 720 万円
日常生活を容易にするための用具（ストマ等）を給付又は貸与します。

- 移動支援事業 9 万円
外出が困難な障がい者が買い物等の外出を行う際に付添い等の支援を行います。

- 日中一時支援事業 200 万円
障がい者の一時的な日中活動の場を確保し、介護者の就労活動や休息を支援します。

- 障害福祉サービス事業所等への交通費の助成 81 万円
障害福祉サービス事業所（就労系・児童発達支援センター）に通所（園）する際の交通費の一部を助成します。

- 全国障害者スポーツ大会派遣選手への激励 3 万円
全国障害者スポーツ大会に参加する選手に対し、激励費をお渡しします。



- 生活訓練事業・生活支援事業 30 万円
知的障がい者や精神障がい者を対象に、日常生活を営むために必要な訓練（マナーの習得・料理の仕方など）を実施します。



- 地域活動支援センター I 型事業費補助金 588 万円
精神障がい者の日中活動を支援する事業所に対し、運営費の一部を助成します。

- 更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付 46 万円
障害福祉サービス事業所で自立訓練又は就労移行支援を利用する際の費用の一部を給付します。

- 運転免許取得・自動車改造費用の助成 20 万円
障がい者が運転免許を取得する場合や、身体障がい者が自動車の手動装置等の一部を改造する際の費用の一部を助成します。

- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 15 万円
補装具の支給対象とならない軽度～中等度難聴の児童が補聴器を購入する際の費用の一部を助成します。

- 【新】富山県ゆずりあいパーキング事業 4 万円
富山県ゆずりあいパーキング利用証の交付を受けた方が、障害者等用駐車場を優先的に利用できるよう、公共施設の障害者等用駐車場において、専用の案内表示（コーン）を設置します。

財源

国県支出金	858万円
市の負担額	905万円

民生費

障害者福祉券給付費

401 万円
(前年度:409万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

障がい者（児）の衛生保持や外出機会の確保を図るため、市内の浴場や理美容店で使える利用券やタクシー・コミュニティバスの利用券を配布します。

- 福祉利用券の配布 238 万円
対象：障害者手帳（身体障害者手帳4級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所有者及び傷痍軍人



- 福祉タクシー利用券の配布 121 万円
対象：障害者手帳（身体障害者手帳2級以上と3級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）所有者



- 障害者のるMyCar乗車券 29 万円
対象：障害者手帳所持者
※福祉タクシー利用券と障害者のるMyCar乗車券は、選択制で配布



- 事務費（印刷代） 13 万円

財源

市の負担額

401万円

知的障害者更生施設建設補助金 162 万円 (前年度:166万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

日常生活を送るうえで介護などの支援が必要な障がい者の入所施設の建設費の一部を補助することにより、障がい者が安心して暮らせる場所づくりを推進します。

- (補助先)
- 社会福祉法人新川会（四ツ葉園） 162 万円



財源

市の負担額

162万円

特別障害者手当等支給事業費 825 万円 (前年度:767万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

心身に著しく重度の障がいを持つ方に手当を支給します。

- 特別障害者手当分 555 万円
対象：在宅の20歳以上の方であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
月額 27,200円 対象見込：17人
- 障害児福祉手当分 266 万円
対象：在宅の20歳未満の方であって、重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方
月額 14,790円 対象見込：15人
- 事務費（郵便料など） 4 万円

財源

国県支出金

616万円

市の負担額

209万円

心身障害者（児）年金 951 万円 (前年度:955万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

心身に障がいのある方の生活の向上と福祉の増進を図るため、年に1回、年金を支給します。

- 心身障害者年金分 938 万円
【支給概要】
身体障害1級、精神障害1級、知的障害A
支給額: 12,500円 対象見込: 260人
身体障害2級、精神障害2級
支給額: 10,500円 対象見込: 225人
身体障害3級、精神障害3級、知的障害B
支給額: 9,300円 対象見込: 405人
- 心身障害児年金分 12 万円
【支給概要】
身体障害1・2級、精神障害1・2級、知的障害A
支給額: 14,500円 対象見込: 0人
身体障害3～5級、精神障害3級、知的障害B
支給額: 12,000円 対象見込: 10人
- 事務費（封筒印刷代） 1 万円

財源

市の負担額 951万円

重度身体障害者対策費 316 万円 (前年度:315万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

在宅で生活する重度の身体障がい者(児)が、安全・快適に日常生活を過ごせるよう、各種の助成等を行います。

- 寝具の丸洗い・乾燥サービス 6 万円
- 住宅改修費用の助成 210 万円
- おむつ購入費の助成 100 万円



財源

国県支出金 130万円
市の負担額 186万円

在宅障害者（児）介護福祉手当支給事業費 48 万円 (前年度:48万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

重度の心身障がい者(児)を在宅で常時、かつ引き続き3ヶ月以上の期間において介護する方に対し、その労をねぎらうために手当を支給します。

- 手当の支給費用 48 万円
1月あたり4,000円を毎年4月及び10月に支給します。

対象見込: 10人

財源

市の負担額 48万円



民生費

手話のまちづくり事業費

563 万円

(前年度:544万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

手話を使って安心して元気に暮らすことのできるまちを目指し、手話への理解の促進や手話の普及に関する施策を実施します。

- ・滑川市手話施策推進会議の開催 6 万円
手話に関する施策の方針を定めるとともに施策の推進状況を点検するための会議を開催します。
- ・手話通訳者の設置 305 万円
聴覚障がい者への手話通訳による窓口対応や各種手話施策の推進のための業務にあたる手話通訳者を1名設置します。
- ・手話奉仕員養成研修の実施 80 万円
聴覚障がい者との交流促進を図ることなどを目的に、日常会話程度の手話技術を習得する“手話奉仕員”を養成します。
- ・手話講座の開催 21 万円
個人のグループや団体を対象に、手話に身近に触れて関心をもっていただける手話講座を開催します。
- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣 120 万円
手話を用いる聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- ・手話検定受験費用の助成 2 万円
本市における手話施策の担い手を養成することを目的に、市民が手話に関する資格を取得する際の費用の一部を助成します。
- ・手話イラストの作成 3 万円
手話イラストを市の広報やHPに掲載します。
- ・手話言語条例周知用小冊子の作成 26 万円
聴覚障がいや手話への理解を深めてもらうための小冊子を作成します。

財源

国県支出金	400万円
市の負担額	163万円

【新】パラリンピック聖火イベント開催費 10 万円 (前年度:-万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

東京2020パラリンピックの開催にあたり、聖火フェスティバルとして聖火の採火式及び障がい者スポーツの体験会を開催します。

- ・聖火の採火式の開催 5 万円
市内の障がい者団体に属するメンバーなどを招待し、聖火の採火式を開催します。
- ・障がい者スポーツ体験会の開催 5 万円
パラリンピック競技種目の体験会を開催し、障がい者スポーツの普及啓発及び障がい者への理解促進を図ります。

財源

市の負担額	10万円
-------	------

【新】障害者福祉計画策定費 58 万円 (前年度:-万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

市が提供する障害福祉サービスなどの成果目標を定める「第6期滑川市障害福祉計画」及び「第2期滑川市障害児福祉計画」を策定します。

- ・計画策定委員会の開催 10 万円
計画の策定に際し、有識者や関係者の意見を反映させるため、策定委員会を開催します。
- ・計画書の作成 16 万円
2つの計画を併せて1冊の計画書として作成し、各所に配布します。
- ・アンケート調査の実施 27 万円
障害福祉計画を策定するにあたり、市の施策に対するニーズを把握するため、アンケート調査を実施します。
- ・事務費（消耗品など） 5 万円

財源

市の負担額	58万円
-------	------

障害者自立支援事務費

650 万円
(前年度:689万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

障がい者福祉全般に関する事業を行います。

- 障害支援区分の判定 106 万円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する際に必要となる「障害支援区分」の判定経費です。
- 障害者相談員の設置 16 万円
地域において、障がい者からの各種の相談に対応する障害者相談員の委嘱や研修の実施経費です。
- 「障がい者ハンドブック」の作成 8 万円
滑川市の障がい者福祉施策や事業の主な内容を一冊にまとめ、手帳の新規取得時などに配布します。
- 児童発達支援センター「つくし学園」運営費共同負担金 40 万円
障がい児が通所して、集団生活に適應するための訓練などを行う施設の運営費の一部を負担します。
(施設設置者: 魚津市)
- 「高志わくわくクラブ」運営費共同負担金 29 万円
高志支援学校に通学する障がい児の放課後預かりを行う事業の運営費の一部を負担します。
- 心身障害者扶養共済制度加入助成金 23 万円
富山県心身障害者扶養共済制度に加入する低所得世帯に対し、毎月の掛金の一部を助成します。
- 相談支援事業費 209 万円
障がい者からの相談に専門の職員が応じます。
(委託先: 福新川会)
- 事務費(郵便料、手数料、リース料など) 219 万円

財源

国県支出金	15万円
市の負担額	635万円

老人ホーム入所措置費

223 万円
(前年度:545万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

家族等からの援助を受けることができない高齢者が老人ホームに入所した際に、老人ホームにお金を支払うものです。

- 養護老人ホームへの支払い 223万円



財源

その他(入所者負担金)	60万円
市の負担額	163万円

生活支援ハウス運営事業費

1,650 万円
(前年度:1,604万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

身の回りのことは自分でできるが、自宅での生活に不安のある高齢者が入居する施設である「生活支援ハウス」の運営をお願いしている法人にお金を支払うものです。

- ほたるの里への委託料 1,650万円



財源

市の負担額	1,650万円
-------	---------

民生費

シルバー人材センター運営費補助金 834 万円 (前年度:854万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

働くことによる高齢者の生きがいづくりと、地域社会への貢献を目的とする組織であるシルバー人材センターの運営のために必要なお金を補助するものです。

・運営補助金 834 万円



財源

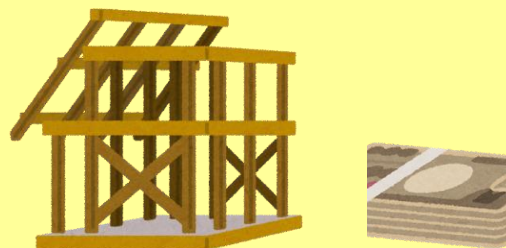
市の負担額 834万円

老人福祉施設借入金償還補助金 522 万円 (前年度:522万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

老人福祉施設を運営する法人が建物を建設する際に借りたお金を返済するために必要なお金の一部を補助するものです。

・ほたるの里についての補助金 160万円
・かづみの里についての補助金 362万円



財源

市の負担額 522万円

浜加積地区福祉センター管理運営費 95 万円 (前年度:95万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

浜加積地区福祉センターの管理運営を行います。

・浜加積地区福祉センター指定管理費 95万円
(浜加積地区福祉センター運営委員会へ指定管理)
光熱費、火災報知機や消火器の点検費用など



財源

市の負担額 95万円

【新】浜加積地区福祉センター整備費 450 万円 (前年度-万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

浜加積地区福祉センターの必要機能分を浜加積地区公民館に増築します。

【新】浜加積地区公民館増改築の実施設計



財源

市の負担額 450万円

ゲートボール場管理運営費 312 万円

(前年度:468万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

ゲートボール場の管理運営を行います。

- ・市営ゲートボール場指定管理費 312万円
(文化・スポーツ振興財団へ指定管理)
光熱費、各種点検、草刈り代など



財源

その他(ゲートボール場使用料)	30万円
市の負担額	282万円

老人のための福祉のまち推進費 1,537 万円

(前年度:1,460万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

長寿のお祝いや、介護予防のため外出機会を提供します。

- ・百歳祝品贈呈(14人) 42万円
- ・米寿祝品贈呈(220人) 142万円
- ・老人福祉週間啓蒙看板設置 1万円
- ・福祉利用券 1,208万円
- ・介護予防拠点委託料 2万円
- ・「悠友サロン」、「シルバーデー」 142万円



財源

市の負担額	1,537万円
-------	---------

高齢者生きがい事業費

643 万円

(前年度:640万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

高齢者が健康でいきいきと生活するため、各種スポーツや文化活動への参加促進を図ります。

- ・囲碁大会等の開催 7万円
- ・ゲートボール大会の開催 6万円
- ・ねんりんピック出場者への激励費贈呈 16万円
- ・陶芸教室の運営 33万円
- ・単位老人クラブへの補助金 383万円
- ・悠友クラブ滑川(旧滑川市老人クラブ連合会)への補助金 105万円
- ・いきいきふれ愛スポーツ大会の開催 13万円
- ・ニュースポーツの振興 10万円
- ・世代交流(握手の集い)の実施 35万円
- ・高齢者バス教室 10万円
- ・高齢者地域文化活動 20万円
- ・高齢者作品展の開催 5万円



財源

国県支出金	233万円
市の負担額	410万円

民生費

高齢者日常生活支援サービス事業費

516 万円

(前年度: 532万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

在宅で生活する高齢者の見守りを推進し、介護する方の負担軽減のため、各種サービスを実施します。

- 福祉電話料 4万円
ひとり暮らし高齢者の緊急連絡等に利用するための電話を無料で貸与し、基本料金を補助します。
- 訪問理髪サービス 5万円
在宅の要介護4以上の高齢者宅を、理髪店が訪問し、理髪サービスを行います。
- 高齢福祉推進員研修会 13万円
ひとり暮らし高齢者登録者の日頃の声かけ、見守りを行っていただく「高齢福祉推進員」に、高齢者の見守りについて知識を深めてもらい、民生委員やボランティアとの連携を図られるよう研修を行います。
- 寝具丸洗い・乾燥サービス 14万円
在宅の要介護4以上の高齢者を対象に、希望者宅を巡回し、寝具の丸洗い・乾燥を行います。
- ミドルステイ 67万円
在宅で高齢者を介護している方が、病気などにより介護ができないとき、一時的に特別養護老人ホーム等に入所することができます。
- 緊急通報装置設置事業費 193万円
ひとり暮らし高齢者や障がい者、高齢者のみの世帯の方など、緊急時の対応に不安がある方に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報装置を設置します。
- おむつ購入費の助成 38万円
要介護3以上の高齢者を在宅で介護している別居の家族の方に、介護用品の購入費用の一部を助成することにより、家族の経済的負担の軽減を図ります。
(同居の場合も同様の制度があります。)
- 在宅要介護高齢者福祉金 182万円
施設等に入所せず、在宅で介護を受けている要介護4以上の高齢者を対象として月額5,000円を給付します。



財源

国県支出金	143万円
その他	18万円
市の負担額	355万円

後期高齢者医療事業特別会計繰出金 5億854 万円
(前年度:5億1,085万円)

(担当: 市民課 医療保険係)

事務費分、医療給付費分、後期高齢者医療保険料を軽減した分を一般会計から後期高齢者医療事業特別会計へ支払います。

- ・事務費分 4,262万円
- ・医療給付費負担分 3億8,434万円
- ・保険基盤安定負担分 8,158万円

財源

国県支出金	6,118万円
市の負担額	4億4,736万円

介護保険事業特別会計繰出金 5億1,314万円
(前年度:4億6,202万円)

(担当: 福祉介護課 介護保険係)

介護保険事業特別会計へ繰出します。

- ・介護給付費法定繰出金 3億6,783万円
- ・人件費繰出金 4,932万円
- ・事務費等繰出金 3,106万円
- ・低所得者保険料軽減事業繰出金 2,540万円
- ・地域支援事業繰出金 3,415万円
- ・介護サービス事業勘定繰出金 538万円

財源

国県支出金	1,905万円
市の負担額	4億9,409万円

老人福祉事務費 26 万円
(前年度:26万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

老人福祉に必要な事務を行います。

- ・成年後見制度申立費用立替費 7万円
(1件分)
- ・のるマイカー乗継送迎タクシー料 16万円
のるマイカーのバス停から遠い東福寺町内の高齢者のため、安田町内のバス停までの送迎タクシーを設けます。(月3回)
- ・事務費 3万円



財源

その他	7万円
市の負担額	19万円

国民年金事務費 53 万円
(前年度:49万円)

(担当: 市民課 市民係)

国民年金を受け取る方の相談や保険料の納付、給付の手続きを行います。

- ・参考図書、事務用品代等 11万円
- ・郵便料等 19万円
- ・コピー使用料 23万円

財源

国県支出金	53万円
-------	------

民生費

児童委員費

308 万円
(前年度:304万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

児童委員と主任児童委員の活動を支えます。

- 児童委員66人と主任児童委員10人の活動費です。
- 活動費(報償費) 297 万円
- 民生委員協議会活動助成金(主任児童委員分) 7 万円
- 活動に伴う消耗品等 4 万円

財源

国県支出金	258万円
市の負担額	50万円

子ども未来サポートセンター運営費 296 万円
(前年度:256万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

切れ目ない子ども・子育て支援推進体制として、健康センター及び子ども課を相談拠点とし、母子保健分野と子育て支援分野との一体的な支援を実施します。

子どもとその家庭を対象に、実情の把握、相談対応、ソーシャルワーク業務を行い、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう支援を行います。

- 子ども家庭支援員経費(言語聴覚士) 264万円
- ことばの教室事業 4万円
- 幼保小連携事業 3万円
- その他事務費 25万円

財源

国県支出金	148万円
市の負担額	148万円

チビッコ広場建設補助金

38 万円
(前年度:38万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

児童の健全な育成のため、広場に遊具を設置する町内会を支援します。

- 新設分 33万円
新たに遊具を設置する町内会に対し、費用の一部を補助します。
(補助率2/3 限度額33万円)
- 修繕分 5万円
この補助で設置した遊具を修繕する町内会に対し、費用の一部を補助します。
(補助率1/2 限度額5万円)



財源

市の負担額	38万円
-------	------

ファミリー・サポート・センター運営費 30 万円
(前年度:30万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

仕事と育児を両立し安心して働き続けることができるよう育児をサポートします。育児の援助を行いたい人と、受けたい人を組織化し、相互援助活動を行います。

実施主体 市社会福祉協議会

(主な経費)

- 消耗品費 2 万円
- 保険料 15 万円
- 会議室使用料 4 万円
- 利用料軽減補助金 6 万円

財源

国県支出金	20万円
市の負担額	10万円

児童相談等事業費 286 万円

(前年度:279万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

家庭生活や保育所、学校での集団生活での子どもの気がかりなことに関する相談に応じる家庭児童相談員を配置します。また、児童虐待防止のための会議を開催します。

- ・家庭児童相談室経費 282万円
- ・要保護児童対策地域協議会開催経費 4万円



財源

国県支出金	2万円
市の負担額	284万円

【新】保育所等施設整備補助金 5,221 万円

(前年度:1億7,336万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

市内私立保育所及び認定こども園の施設整備に必要な経費の一部を助成します。

- ・早月加積認定こども園遊戯室改築工事費補助金 4,289万円
- ・浜加積保育園空調設備更新及び外壁改修工事費補助金 932万円



財源

国県支出金	3,481万円
市の負担額	1,740万円

児童福祉事務費 247 万円

(前年度:783万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

児童福祉に関する事務を行います。

- 子育て・孫育て応援サイト・アプリの運用保守 50万円
- 富山広域連携中枢都市圏連携事業
 - ・孫とおでかけ支援事業 150万円
圏域内の対象施設を、祖父母と孫(ひ孫)と一緒に訪れた場合の利用料・観覧料などを免除します。
〈市内対象施設〉 ほたるいかミュージアム 市立博物館
 - ・富山市まちなか総合ケアセンター病児保育事業 2万円
保育施設で体調不良になった子どもを、保護者の代わりにタクシーで送迎し、富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室で保育看護します。
タクシー代の1/4を助成します。
- 子ども・子育て会議の開催経費 10万円
- その他事務費 35万円

財源

市の負担額	247万円
-------	-------

私立保育所等育成事業費 527 万円

(前年度:531万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

私立保育所及び認定こども園の教育・保育活動の振興を図るため支援します。

- ・保育所運営費補助金 132万円
保育を担う市内私立保育所6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・保育所整備借入金償還補助金 172万円
私立保育所1園の施設整備借入金の償還金を補助します。
- ・認定こども園運営費補助金 177万円
保育・教育を担う市内私立認定こども園6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・認定こども園整備借入金償還補助金 46万円
認定こども園2園の施設整備借入金の償還金を補助します。

財源

国県支出金	28万円
市の負担額	499万円

民生費

私立保育所等運営事業費

12億6,127 万円
(前年度:12億4,201万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育と満3歳から就学前の児童の幼児教育・保育を行います。

- ・保育所委託費 5億7,781万円
市内私立保育所（6園）及び市外の保育所に入所している児童の保育に要する費用を保育所に支払います。
- ・認定こども園施設型給付費 6億8,346万円
市内認定こども園（6園）及び市外の認定こども園に入所している児童の保育・幼児教育に要する費用を認定こども園に支払います。

※令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化に伴い、1・2号認定子どもの保育料が所得・出生順などに関係なく無料になりました。

⇒国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児については、引き続き第2子以降の保育料を無料にしています。

〔影響額: 第2子 7,320万円〕
第3子以降 3,186万円〕

※1・2号認定子どもに係る副食費は原則保護者負担となりますが、第2子以降の子どもは月額上限4,500円の範囲で無料にしています。



財源

国県支出金	8億1,422万円
その他（保育料）	3,037万円
市の負担額	4億1,668万円

私立保育所等特別保育事業費 7,437 万円 (前年度:7,449万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

通常の保育に加えて、保育士や看護師を雇用して特別保育事業を実施している私立保育所等に対し助成します。

特別保育事業に対する補助

- ・延長保育事業 13園
- ・病児保育事業 8園
(体調不良児対応型)
児童が保育中に体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまで、看護師が対応します。
- ・地域子育て支援拠点事業 1園
- ・一時預かり事業 8園
(一般型・幼稚園型)
- ・年度途中入所促進事業 6園
- ・すこやか保育推進事業 1園
- ・アレルギー対応特別給食提供事業 1園
- ・障害児保育事業 7園
- ・地域活動事業 10園
地域に開かれた保育所等を目指し、一緒に参加できる行事を行います。

財源

国県支出金	4,222万円
市の負担額	3,215万円

【一部新】認可外保育施設等利用助成費 195 万円 (前年度:130万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

認可外保育施設や認定こども園の預かり保育などを利用した際の利用料を無償化します。
また、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降の子の認可外保育施設保育料等を助成します。

- ・【新】施設等利用給付費 89万円
保育の必要性がある3歳以上の子ども（3歳未満の子どもは住民税非課税世帯のみ対象）が、認可外保育施設や認定こども園の預かり保育などを利用した際の利用料を無償化します。（上限あり。）

- ・認可外保育施設保育料軽減事業 106万円
滑川市に住所を有する第2子以降の子どもが、認可外保育施設を利用した際の利用料及び給食費を助成します。（上限あり。）

※所得制限はありません。

第2子 106万円



財源

国県支出金	67万円
市の負担額	128万円

放課後児童対策事業費 4,591 万円 (前年度:4,596万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

昼間、保護者のいない家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びの場や生活の場を設けるため、市内全小学校区に放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ります。

- 放課後児童対策事業 4,574万円
放課後児童クラブの運営を各小学校区の運営協議会や社会福祉法人などに委託して実施します。
- 学習・生活アドバイザー派遣事業 17万円
アドバイザーが放課後児童クラブを巡回し、クラブの職員に対して相談にのったり、アドバイスをしたりします。



主な経費

- ・クラブ運営委託料 4,410万円
- ・NPO法人のクラブに対する補助金 100万円
- ・電気料や電話代などその他の経費 64万円
- ・アドバイザーに対する謝礼 17万円

財源

国県支出金	2,973万円
市の負担額	1,618万円

地域子育て支援センター運営費 52 万円 (前年度:45万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

乳幼児のいる親子の交流や育児相談を行うとともに、育児講座や子育て教室を開催し、子育て家庭の育児と子どもの健やかな成長を支援します。

滑川市子育て支援センターを設置し、次のような事業を行っています。

- ・保育士による育児相談
- ・子育てサロン
- ・育児講座
- ・子育て教室
- ・食育教室
- ・保育の出勤 など



主な経費

- ・講師に対する謝礼 7万円
- ・教材や消耗品など 23万円
- ・電話代や切手代などその他の経費 13万円
- ・備品の購入 9万円

財源

国県支出金	35万円
市の負担額	17万円

児童手当支給費 5億1,626 万円 (前年度:5億2,137万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

中学校3年修了前の子どもを対象児童として、児童の養育者に対して手当を支給します。

○児童手当支給事業 5億1,626万円

- ・3歳未満 一人当たり15,000円/月
- ・3歳以上～小学校修了前
第1子・第2子 一人当たり10,000円/月
第3子以降 一人当たり15,000円/月
- ・中学生 一人当たり10,000円/月

- ・受給者の所得が所得制限額以上である場合
一人当たり 5,000円/月

(所得制限額:622万円)

※扶養親族等が0人のとき

扶養親族等がいる場合は、これに一人当たり38万円を加算します。

財源

国県支出金	4億3,796万円
市の負担額	7,830万円

子ども・妊産婦医療給付費 1億2,428 万円 (前年度:1億2,725万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

中学校3年修了前の児童及び妊産婦(妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹病した者)を対象として、医療費の本人負担分を助成します。

○子ども・妊産婦医療給付事業 1億2,428万円

- ・0歳児、妊産婦の入院・通院医療費
- ・1歳から未就学児までの入院医療費
- ・1歳から3歳児までの通院医療費

以上は、県補助金の対象となります。

これ以外の場合は、市の単独補助です。

また、県の補助対象は被保険者の所得が、所得制限額を超えない場合に限られますが、市単独補助は所得制限を設けていません。

(所得制限額は、児童手当に準拠しています)

財源

国県支出金	1,728万円
その他(高額療養費)	20万円
市の負担額	1億680万円

民生費

【新】高校生等医療給付費 1,729 万円 (前年度: 一万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

高校生等を持つ世代への支援を充実させるため、義務教育終了後の高校生等を対象として、医療費の本人負担分を助成します。

- 高校生等医療給付事業 1,729万円
 - ・高等学校等に在学し、かつ、保護者に扶養されているお子さんの入院・通院医療費
- ・助成対象者の年齢が、満18歳に達した最初の3月末までのお子さんは、子ども医療費助成と同様に、医療機関での窓口助成が受けられるようになります。
- ・定時制高校に在学しているなどの理由で、年齢が満18歳に達した最初の3月末を超えるお子さんは、子ども課窓口での償還払い（支払済みの医療費を、市から保護者の方に払い戻す方法）により助成します。

財源

市の負担額	1,729万円
-------	---------

養育医療給付費 119 万円 (前年度: 125万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

養育のため病院・診療所への入院が必要な未熟児に対して、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その医療費を公費により負担します。

- ・養育医療給付費 119万円
- ・養育が必要な乳児の定義
次のいずれかに該当するもの
 - 出生時体重が2000g未満である
 - 特定の諸症状を示し、入院が必要と判断される
- ・養育医療については、その児童の扶養義務者から負担能力に応じて、かかった費用の一部を徴収することができるとされていますが、市では全額公費負担とします。

財源

国県支出金	66万円
市の負担額	53万円

子どもインフルエンザ予防接種 助成事業費 962 万円 (前年度: 976万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

満1歳から中学3年生までの児童を対象として、インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成し、子どもの健康増進及び子育て世代の負担軽減を図ります。

- ・対象児童数 約4,100人
(13歳未満 3,200人、13歳以上 900人)
- ・助成額 2,000円/回
 - 13歳未満 2回
 - 13歳以上 1回



財源

市の負担額	962万円
-------	-------

とやまっ子子育て支援サービス 普及促進事業費 493 万円 (前年度: 464万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

保育サービスや子どもの予防接種、読み聞かせ絵本の購入などに利用できる子育て応援券を配布します。(県補助10/10)

- ・第1子 10,000円/人
- ・第2子 20,000円/人
- ・第3子以降 30,000円/人

- ・利用対象サービス
 - 一時保育、幼稚園での一時あずかり
 - 障害児向け福祉サービス
 - 読み聞かせ絵本の購入
 - 産前産後の家事サービス
 - 病児・病後児保育
 - 親子連れでの公共施設への入場

任意の予防接種（インフルエンザ、おたふく風邪等）
乳児健康診査
母乳相談、母乳マッサージ
乳児の沐浴指導
産後ケア事業
フッ素塗布

財源

国県支出金	493万円
-------	-------

母子等福祉対策事業費 299 万円

(前年度:293万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

ひとり親家庭が安心して暮らすための相談や、ひとり親家庭の親の就業相談等に応じるため、母子父子自立支援員を配置します。また、市母子寡婦福祉会へ活動費を一部助成します。

・母子父子自立支援員経費 257万円

・市母子寡婦福祉会活動助成金 6万円

・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 36万円

ひとり親家庭の子どもに学習や生活習慣の習得の支援を行います。



財源

国県支出金	29万円
市の負担額	270万円

ひとり親家庭等緊急生活資金貸付金 200 万円

(前年度:200万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

ひとり親家庭へ緊急生活資金の貸付を行い、経済的に不安定なひとり親家庭の生活の安定を図ります。

貸付先: 滑川市母子寡婦福祉会

貸付要件: ひとり10万円まで

貸付期間: 6ヶ月



財源

その他(諸収入)	200万円
----------	-------

児童扶養手当支給費 8,227 万円

(前年度:1億149万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、ひとり親家庭等において、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育している父又は母若しくは養育者に対して支給します。

手当額(月額)

全部支給	43,160円
一部支給	10,180円~43,150円
2人目加算	5,100円~10,190円
3人目以降加算	3,060円~6,110円

受給者本人及び扶養義務者の所得に応じて手当額の一部や全部が支給停止になることがあります。

財源

国県支出金	2,739万円
市の負担額	5,488万円

ひとり親家庭等医療給付費 1,509 万円

(前年度:1,577万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

両親のいない家庭の児童とその養育者、及び母子・父子家庭の児童と母・父の医療費の自己負担分を助成します。(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

対象者

母子家庭の児童と母
父子家庭の児童と父
両親のいない家庭の児童とその養育者

児童扶養手当の所得制限に準じ、所得限度額を超えると非該当となります。ただし、入院医療費に関しては所得制限を撤廃しています。(平成22年10月から)

財源

国県支出金	729万円
その他(高額療養費)	6万円
市の負担額	774万円

民生費

母（父）子家庭自立支援給付金 140 万円 （前年度：105万円）

（担当：子ども課 家庭福祉係）

母（父）子家庭の母（父）の就業をより効果的に促進するため給付金を支給します。

- ・自立支援教育訓練給付金 20万円
市が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講料の60%を支給します。
支給上限額 20万円（特定の講座は修業年限×20万円）
- ・高等職業訓練促進給付金 120万円
看護師、介護福祉士等の資格取得のために、1年以上養成機関で修業する場合に生活費の支援として支給します。
支給期間の上限 36月（資格取得のため4年課程が必須となる場合は48月）
支給額（月額） 非課税世帯 10万円
課税世帯 7万500円
（最終1年間は、非課税世帯14万円、課税世帯11万500円）

財源

国県支出金	105万円
市の負担額	35万円

遺児福祉年金 46 万円 （前年度：50万円）

（担当：子ども課 家庭福祉係）

市内居住の義務教育修了までの児童で、死別により両親または片親の保護に欠ける児童に年金を支給します。

両親の保護に欠ける児童 年額30,000円
片親の保護に欠ける児童 年額15,000円



財源

市の負担額	46万円
-------	------

遺児激励費 24 万円 （前年度：28万円）

（担当：子ども課 家庭福祉係）

ひとり親家庭又は両親のいない家庭の中学生以下の児童を対象にしたクリスマス会の開催と、中学校卒業時のお祝い贈呈を行います。

- ・クリスマス会 18万円
クリスマス会に参加した世帯へクリスマスケーキと、参加児童にお菓子をプレゼントします。（市母子寡婦福祉会共催）
- ・中学卒業生記念品贈呈 6万円
図書カード（2,000円）



財源

市の負担額	24万円
-------	------

市立保育所運営費 7,850 万円 （前年度：7,326万円）

（担当：子ども課 児童福祉係）

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育を行います。

- ・市立あずま保育所・坪川保育所の2園を運営しています。

主な経費

人件費	4,542万円
水道光熱費	497万円
給食材料費	1,011万円

※令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化に伴い、2号認定子どもの保育料が所得・出生順などに関係なく無料になりました。

⇒国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児については、引き続き第2子以降の保育料を無料にしています。

〔影響額：第2子 655万円
第3子以降 298万円〕

財源

国県支出金	68万円
その他（保育料等）	979万円
市の負担額	6,803万円

【一部新】児童館管理運営費 1,603 万円
(前年度:1,543万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

市有林である杉をふんだんに使用した温かみのある空間で、子どもたちや保護者及び地域住民が「元気になれる場」として、様々な事業の充実を図ります。

児童館の運営や事業の開催に必要な経費です。

主な経費

- ・ 人件費 1,063万円
- ・ 講師謝礼 12万円
- ・ 消耗品や光熱水費など 209万円
- ・ 電話代や切手代など 19万円
- ・ 委託料(清掃、警備、点検など) 173万円
- 【新】アウトドア広場イベント 100万円
- ・ その他の経費 27万円



財源

国県支出金	40万円
市の負担額	1,563万円

生活保護事務費 626 万円
(前年度:643万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

生活保護に関する事務を行います。

- ・ 被保護者就労支援事業 293 万円
就労支援員が被保護者の就職活動を支援する体制を強化し、早期の就労による自立を促進します。
- ・ 生活保護嘱託医手当 14 万円
生活保護者への医療扶助に係る助言・指導をお願いしている医師への手当です。
- ・ 業務システムの維持管理 264 万円
生活保護業務の実施に必要な各種の電算システムについての使用料や保守費用などです。
- ・ その他事務費 55 万円

財源

国県支出金	229万円
市の負担額	397万円

生活保護費 1億2,051 万円
(前年度:1億1,239万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

生活保護を受ける方の各種扶助を行います。

- ・ 生活扶助 2,468 万円
生活費を支援します。
- ・ 住宅扶助 717 万円
住居確保のための家賃や修繕費用を支援します。
- ・ 教育扶助 18 万円
小・中学校の就学に必要な費用を支援します。
- ・ 介護扶助 684 万円
介護保険サービスの利用に必要な費用を支援します。
- ・ 医療扶助 5,500 万円
医療費を支援します。
- ・ 施設事務費 2,624 万円
救護施設の事務費を負担します。
- ・ その他 40 万円

財源

国県支出金	9,096万円
市の負担額	2,955万円

